様式第１号（第４条関係）

受　領　印

新潟市本人通知制度事前登録申請書

（宛先）新潟市区長

新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日	年　　月　　日		
申請者 氏名		生年月日	年　　月　　日
現住所	〒　　－		
電話番号			

通知対象	☐ 住民票の写し　　☐ 住民票記載事項証明書 ☐ 住民票の写し（**除票**）　　☐ 住民票（**除票**）記載事項証明書		
	住所	①	住所を定めた日：　　年　　月　　日
		②	住所を定めた日：　　年　　月　　日
		③	住所を定めた日：　　年　　月　　日
	☐ 戸籍の謄抄本　　☐ 戸籍の附票の写し　　☐ 戸籍記載事項証明書 ☐ 戸籍（**除籍**）の謄抄本　☐ 戸籍（**除籍**）の附票の写し　☐ 戸籍（**除籍**）記載事項証明書		
	本籍	①	筆頭者：
		②	筆頭者：
		③	筆頭者：

代理人が申請する場合は、以下の欄も記入してください。

申請者区分	法定代理人（ ☐ 親権者　☐ 未成年者法定代理人　☐ 成年後見人 ）☐任意代理人		
代理人 氏名		生年月日	年　　月　　日
代理人 住所	〒　　－		
電話番号			

裏面に記載の、制度の説明及び注意事項をよく読んだうえで下記に署名してください。
申請にあたり、本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

裏面の説明及び注意事項を読み同意しました。　　署名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※区役所使用欄　　No.＿＿＿＿＿＿

【本人確認】 個人番号カード ・ 免許証 ・ 旅券 ・ 資格確認書 ・ 年金手帳 ・ 他（　　） 【代理権確認】 戸籍・委任状 ・他（　　）	受付区	受付日　・　・　受付者：
	登録区	登録日　・　・　登録者：
	【備考】	住記入力　・　・　入力者：
		戸籍入力　・　・　入力者：

申請の際は、次の書類を提示又は提出してください

・申請者又は代理人が、本人であることを証する書類
　（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
・【代理人のみ】代理人資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等）

本人通知制度について　　※必ずお読みいただき、表面の同意欄に署名してください。

１ 本人通知制度とは

（１）この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度ですので、**制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください**。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度ではありません。

（２）登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から３０日を経過した後、登録者へ「新潟市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

（３）次の請求は通知の対象になりません。

・登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
・登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの、戸籍関連の証明書の請求
・国又は地方公共団体等からの請求

（４）通知書では、次の事項をお知らせします。

・交付年月日　・交付請求者区分（請求者の種別）　・交付した種類　・交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。
※ 新潟市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報は開示しない場合があります。あらかじめご了承ください。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

２ 事前登録について

（１）登録の申請受付は、住民票については**住所地**、戸籍及び附票については**本籍地**の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で行います。**それぞれの区役所に申請が必要です（どちらか一方の区役所窓口にて一括して申請が可能です）。**

（２）代理人により登録を申し出ることができます。

（３）郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。

（４）住民異動届や戸籍の届出等により登録事項（住所、本籍等）に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。

（５）登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、以下に該当した場合は登録を抹消します。

・死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
・海外に転出したとき
・住民票が職権消除されたとき
・通知対象の住民票除票等が保存期間経過により全て廃棄されたとき
・（４）の変更届出をしなかったために通知書が返戻されたとき

３ その他

（１）登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。